

をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「倉庫業法第二一条第二項に規定する倉庫業の用に供される」を削り、「若しくは構築物のうち」を「並びに構築物のうち、」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」を「その認定に係る特定総合効率化計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）」に、「事業の」を「倉庫業法第二一条第二項に規定する倉庫業（次項において「倉庫業」という。）」に改め、同条第二項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を削り、「事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）」及び「事業の」を「倉庫業の」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一の二第一項」に改め、「第四十二条の十一の五第一項」を削り、「若しくは第四十四条の三」を「第四十四条の三若しくは第四十四条の五」に改める。

第五十二条の三第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の

四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項、第三項、第十一項及び第十二項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二まで」を「第四十二条の十一の二まで」に改め、「第 四十二条の十二の五」を削り、「又は第四十四条の三」を「、第四十四条の三又は第四十四条の五」に改める。

第五十五条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十」を「百分の七十」に改め、同条第二項第一号中「外国政府及び」を削り、同項第二号中「他の法人」の下に「及び資源開発事業等を行つてゐる外国政府」を加え、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「外国政府及び」を削り、同項第四号中「他の法人」の下に「及び資源の探鉱等の事業を行つてゐる外国政府」を加え、同項第五号中

「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第四項第五号中「相当する金額」の下に「(法人税法第六十一条の二第十七項に規定する資本の払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額)」を加え、同条第九項中「百分の九十」を「百分の七十」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「」を含む。」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第七項中「して積み立てた金額」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十六条を削る。

第五十五条の六第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「次項及び第二項において「維持管理積立金」という。」を「」のうち同法第八条の五第一項(同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。)に規定する通知する額に、「当該積み立てた」を「その積み立て

た」に改め、同条第七項中「独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る」を削り、「（）と、」の下に「当該」を、「して積み立てた金額」の下に「のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十七条の五第六項中「当該連結事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「又は長期の資金の貸付けで政令で定めるもの」を「で政令で定めるもの（次条第四項において「海外探鉱法人出資」という。）」に改め、同条第四項中「三年」を「五年」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十四項中「（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）」及び「並びに法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項」を削る。

第五十九条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうちに海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第五十五条第一項及び第九項の規定は、適用しない。

第三章第三節の四の節名を次のように改める。

#### 第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

第六十一条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の指定を受けたものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併に

より設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間)内に終了する事業年度に限る。)において、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われる同法第二十七条の三に規定する特定事業(当該国家戦略特別区域以外の地域において行われる当該特定事業に関連する事業として財務省令で定める事業を含む。)に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十一条第二項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

#### 四 前条の規定

第六十一条第五項を削り、同条第六項中「どし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないもの」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項まで及び前項」を「前項まで」に改め、「又は第五項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三章第四節の節名を次のように改める。

#### 第四節 認定農地所有適格法人等の課税の特例

第六十一条の二第一項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「規定する農業生産法人」を「規定する農地所有適格法人」に、「認定農業生産法人」を「認定農地所有適格法人」に、「規定する農地所有適格法人」に、「認定農地所有適格法人」を「認定農地所有適格法人等」に、「認定農地所有適格法人等」に、「規定する農業生産法人等」に、「認定農地所有適格法人等」に、「認定農地所有適格法人」を「認定農地所有適格法人等」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項第一号中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改め、同項第二号及び第三号中「認定農業生産法人」を「認定農地所有適格法人」に改め、同条第七項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改める。

第六十一条の三第一項中「同条第一項に」を「同項に」に改め、同条第四項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削る。

第六十一条の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第四項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、

同項第二号を次のように改める。

二 外国法人 当該外国法人が法人税法第百四十二条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める国内源泉所得（同法第百三十八条第一項第一号又は第四号に掲げるものに限る。）に係る事業（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得に係る収益事業）

第六十二条第四項第三号を削る。

第六十二条の三第一項及び第八項並びに第六十三条第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第六十四条第六項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削る。

第六十五条第一項第四号中「おいて、」を「おいて」に改め、「第一百十条第一項」の下に「又は第一百十二条の二第一項」を加え、「又は施設建築物に関する権利。第七項において同じ。」を「に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「第一百十八条の二十五の二第一項」を「第一百十八条の二十五の三第一項」に、「給付。第七項において同

じ。」を「給付」に改め、同項第五号中「又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を削り、「第二百五十五条から第二百五十七条まで」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「防災施設建築敷地若しくは」を「防災施設建築敷地に関する権利又は」に、「権利又は」を「権利を取得する権利」又は「に、「に関する権利。第八項において同じ。」」を「若しくはその使用収益権」に改め、同条第七項中「地上権の共有持分」の下に「（都市再開発法第二百十条の二第一項の規定により定められた権利交換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を加え、「の建築施設の部分の」を「に規定する」に、「都市再開発法第二百四条第一項」を「同法第二百四条第一項（同法第二百十条の二第六項又は第二百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「第二百十八条の二十五の三第三項」を「第二百十八条の二十五の三第三項」に、「の建築施設の部分（同号の）」を「に規定する建築施設の部分（同法第二百十八条の二十五の三第一項の規定により定められた権利交換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項の施設建築物の一部を取得する権利）」の下に「（同法第二百十条第一項又は第二百十条の二第一項の規定により定められた権利交換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項

において同じ。）」を加え、「係る建築施設の部分の」を「係る同号に規定する」に改め、「基因となつた」の下に「同号の」を加え、「若しくは建築施設の部分の」を「若しくは同号に規定する」に改め、同条第八項中「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項」を「同法第二百四十八条第一項（政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「当該権利に基づき第一項第五号」を「第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利（同法第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項において同じ。）に基づき同号」に改め、「基因となつた」の下に「同号の」を加え、「又は同項」を「又は第一項」に改める。

第六十五条の五第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十五条の七第七項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除

く。)」を削り、同条第十四項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第六十六条の四第二十二項中「第六項」を「第九項」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第十七項の」を「第二十一項の」に、「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十三項から第十五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「第八項」を「第十一項若しくは第十二項」とし、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定め

る書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたときに、〔国外関連取引〕を〔同時文書化対象国外関連取引〕に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第九項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する

口までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第六十六条の四第七項後段を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「その各事業年度における国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人との知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、当該法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた」を「各事業年度における同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で

定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれら（その提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたに、「第十七項」を「次項及び第二十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員が、法人に各事業年

度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。第十二項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

第六十六条の四第五項の次に次の二項を加える。

6 法人が、当該事業年度において、当該法人に係る国外関連者との間で国外関連取引を行つた場合は、当該国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類

として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人との知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

7 法人が当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）において当該法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（前事業年度等がない場合その他の政令で定める場合には、当該事業年度において当該法人と当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該法人が前事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合として政令で定める場合には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定す

るために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一一の国外関連者との間で行つた国外関連取引につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

一一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

第六十六条の四の二第一項中「前条第十七項第一号」を「前条第二十一項第一号」に改める。

第六十六条の四の二第十二項中「第四項」を「第六項及び第七項」に、「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第六項及び第十五項から第二十一項まで」を「第八項、第九項及び第十九項から第二十五項まで」に改め、「字句は、」の下に「そ

第六十六条の四第六項  
第一項

所得

れぞれ】を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

法人税法第百四十二条第一号イに掲げる  
国内源泉所得に係る所得

同法

第六十六条の四の三第一項

第六十六条の四第八項

(前項の規定の適用が

関連取引以外の国外関

第六項

同時文書化対象国外関  
係る第一項

として財務省令

所得

法人税法

法人税法

関連取引	同時文書化対象内部取引（第六十六条の ある国外
連取引	四の三第六項に規定する同時文書化対象 内部取引
連取引に 同条第四項	同時文書化対象内部取引に係る同条第一 項
同法	として同条第六項に規定する財務省令 法人税法第二百四十二条第一号イに掲げる 国内源泉所得に係る所得

に改め、同表第六十六条の四第六項第一号の項中

「第六十六条の四第六項第一号」を「第六十六条の四第八項第一号」に改め、同表第六十六条の四第六項  
第二号の項中「第六十六条の四第六項第二号」を「第六十六条の四第八項第二号」に改め、同項の次に次  
のように加える。

## 第六十六条の四第九項

同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国）  
四の三第七項に規定する同時文書化免除

外関連取引

内部取引

第一項

同条第一項

財務省令

同条第七項に規定する財務省令

前項各号

同条第十四項において準用する前項各号

同項第二号

同条第十四項において準用する前項第二号

同項第一号

同条第十四項において準用する前項第一号

同項第一号

同条第十四項において準用する前項第一号

所得

法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる  
国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十一項の表第六十六条の四第十五項の項中「第六十六条の四第十五項」を「第六